

(参考) 制度の概要

1 目的

九州地域の若手工芸家を国内および国外に派遣研修することにより，工芸に関する知識や技術の習得を行い，九州地域の伝統文化の振興を図る。

2 派遣種類

派遣研修の種類は，国内派遣研修および国外派遣研修とし，その期間は6か月以内とする。

3 派遣対象

経済産業大臣指定の伝統的工芸品並びに九州の各県知事指定の工芸品等及びこれらに準ずる工芸に従事する者で以下に該当する者。(下表参照)

原則として，九州在住の者で，45歳以下の者
技術習得について基礎的素養があり，かつ現に専門とする分野で創作活動の実績がある者
派遣研修生として現地の生活に耐え得る者

4 派遣者数

国内，国外派遣者を合わせて毎年5名程度。

5 研修費用の支給

派遣研修生に対しては，九州電力が研修のために必要な派遣研修費を支給する。その額は国内派遣研修生については150万円，国外派遣研修生については300万円を限度とする。

6 選考委員会

派遣研修生の選考に関し，調査審議するため「九州電力若手工芸家国内外派遣研修制度選考委員会」を設置する。
九州電力は上記選考委員会の意見を聴いて，派遣研修生を選考する。

対象の伝統的工芸品

(経済産業大臣指定品目)

小石原焼，博多人形，博多織，久留米絣，八女福島仏壇，上野焼，八女提灯，伊万里・有田焼，唐津焼，三川内焼，波佐見焼，小代焼，天草陶磁器，肥後象がん，別府竹細工，都城大弓，本場大島紬，川辺仏壇，薩摩焼

(各県知事指定品目)

福岡・佐賀・長崎・熊本・宮崎・鹿児島各県は県指定品目
大分県は，平成7・8年度に県が実施した「地域工芸品振興対策事業」の対象品目